

質問票 兼 同意書

事業所名

カガナ

お名前 _____ 様 (被保険者証記号 _____ 番号 _____)

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

問診項目の確認(※該当に☑を記入してください)	
既往歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり (_____)
服薬歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 血圧を下げる薬
	<input type="checkbox"/> コレステロール又は中性脂肪を下げる薬
	<input type="checkbox"/> 血糖を下げる薬
喫煙歴	<input type="checkbox"/> 現在吸っていない
	<input type="checkbox"/> 習慣的に吸っている
自覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり (_____)
他覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり (_____)
腹囲	_____ c m (健診結果に記載がない場合のみ)

～必ず裏面をご覧ください～

<p>事業主様</p> <p>私は定期健康診断の結果(特定健康診査項目以外を含む)を、全国健康保険協会北海道支部へ提供することに同意します。</p>	<p>氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>
---	---

※本人自署の場合は押印不要

この質問票兼同意書は「問診項目の不足部分の確認」及び、「特定健診の項目以外の健診結果が含まれていた場合の同意書」として使用いたします。

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報保護に関する法律に抵触するものではございませんが、その健診結果に、特定健康診査（以下「特定健診」といいます）項目以外の健診結果が含まれている場合は、健診を受診されたご本人様の同意が必要となります。

【事業主様へ】

定期健診結果をご提供の際に、特定健診項目以外の健診結果（胸部エックス線検査等）が記載されている場合は、必ず健診を受診された従業員様から同意（表面下部への署名）を得ていただきますようお願いいたします。

【健診受診者（従業員）様へ】

事業主様が協会けんぽに対して、特定健診項目以外の健診結果（胸部エックス線検査等）が含まれている定期健診結果の写しを提供することに同意していただける場合は、表面下部にご署名をお願いいたします。

※特定健診項目以外の健診結果（胸部エックス線検査等）については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、特定健診項目を登録後、速やかに廃棄いたします。

〈ご提供をお願いする健診結果の項目等〉

- ・ 健診機関名及び健診機関コード ・ 氏名（カナ） ・ 生年月日 ・ 性別
- ・ 健康保険証の記号、番号 ・ 受診年月日 ・ 既往歴 ・ 自覚症状 ・ 他覚症状
- ・ 身長 ・ 体重 ・ BMI ・ 腹囲 ・ 血圧 ・ 中性脂肪 ・ HDL コレステロール
- ・ LDL コレステロール ・ GOT（AST） ・ GPT（ALT） ・ γ -GTP（ γ -GT）
- ・ 空腹時血糖（又はヘモグロビンA1c※1、又は随時血糖※2） ・ 尿糖 ・ 尿蛋白
- ・ 医師の診断（判定） ・ 健診を実施した医師の氏名
- ・ 服薬情報（血圧、血糖、脂質） ・ 喫煙歴

※1 ヘモグロビンA1cの値はJDS値ではなく、NGSP値のみとすること。

※2 随時血糖は食事開始時から3.5時間以上経過していること。

【ご参考】「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～
第二十七条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。